

平成23年12月19日

蓮舫 内閣府特命担当大臣(自殺対策) 様

自死遺族権利擁護研究会

座長 弁護士 杉浦 ひとみ

(連絡先) 弁護士 和泉 貴士

〒192-0046 東京都八王子市明神町 4-7-14 八王子 ONビル 8F

八王子合同法律事務所 電話 042-645-5151

(賛同団体)

絆ネットワーク

NPO法人 グリーフケア・サポートプラザ

NPO法人 ジェントルハートプロジェクト

自死遺族ケア団体全国ネット

NPO 法人 Serenity

全国学校事故・事件を語る会

NPO 法人 日本トラウマ・サバイバーズ・ユニオン(JUST)

(賛同者・個人)

秋山 健司 (弁護士)

アルフォンス・デーケン (上智大学名誉教授、生と死を考える会全国協議会名誉会長)

和泉 貴士 (弁護士)

宇都宮 健児 (弁護士、反貧困ネットワーク代表)

生越 照幸 (弁護士)

小野 通子 (弁護士)

斎藤 學 (医療法人社団學風会さいとうクリニック理事長、家族機能研究所代表、精神科医)

杉浦 ひとみ (弁護士)

晴被 雄太 (弁護士)

平山 正實 (聖学院大学大学院教授、北千住旭クリニック院長)

本多 良男 (全国クレジットサラ金被害者連絡協議会事務局長)

(五十音順)

自殺総合対策大綱に関する要望書

はじめに

この要望書は、平成24年に予定されている自殺総合対策大綱(以下、「大綱」)の改正に際して、自死遺族(自殺者の親族等)への支援に関し、精神保健的観点からのみならず、社会の無理解や偏見是正のための啓蒙・啓発も含め、総合的支援として取り組むことを、大綱に盛り込んで頂く様、要請するものです。(なお要望内容は、内閣府自殺対策推進室村木室長様宛の平成23年10月5日付要望書と同一です。)

要望の趣旨

身近な人との死別は誰にとっても人生のおそらく最も苦しい体験です。特に自殺の場合、多くの遺族は、突然の死による衝撃と悲嘆に加え、止められなかったことへの自責と悔恨の念に苛まれます。その上、社会の無理解、偏見、差別により不利益や精神的苦痛を受けてしまう現状があります。このことが遺族の心身の健康や社会との係りを阻害する要因ともなることも少なくありません。また不当と言わざるを得ない賠償請求の増加など、基本法制定時には想定されていなかったことも顕在しています。残念なことに、このような遺族の状況や苦しみは、社会であまり知られていません。¹

このような遺族への支援に関し、大綱では、3. 3) 事後対応 として、『不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等他の人に与える影響を最小限とし、新たな自殺を防ぐこと』、また 8. 遺された人の苦痛を和らげる として、『自殺や自殺未遂の発生直後に遺された人の心理的影響を和らげるためのケアを行うこと』が掲げられました。

傷ついた遺族への精神的支援はなによりも大切なことは、言を待ちません。しかしながら、遺族を「自殺防止」と「ケア」の対象との視点から捉えた取り組みだけではなく、無理解や偏見による社会の圧力など遺族の喪の作業を阻害する要素を是正していくことも含めた、総合的な支援に取り組んで頂くことを、私たちは切望致します。²

自殺対策基本法は、その目的を、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図る」と規定しています(基本法第 1 条)。遺族支援に関し、総合的な取り組みを行う旨を、大綱で明確にして頂きますようお願い申し上げます。

具体的な要望内容

自死遺族(自殺者の親族等)への支援に関し、次の内容を大綱に盛り込んで頂く様、要望致します。

- 1) 遺族支援の中に、「自殺、及び自殺で亡くなった方と遺族への無理解、偏見・差別の是正を図るための、国民への啓蒙・啓発に取り組む。」ことを記載

(ご説明)

大綱の中で、「自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発し、偏見をなくしていく取組が重要である。」と定められたことは、自殺防止に関する普及啓発という点で、大いに意義のあったものと考えます。

¹ 自死遺族と病死・事故死の遺族とは、身近な人の死という共通点はあるが、自殺に対する偏見ゆえに自死遺族は体験を語りづらい状況がある。自死遺族が親族、医療関係者、地域、社会等との関係から、自らの体験を語れない状況がある。このように、多くの遺族の社会的な孤立があるが、このことについて、国民の理解が不足している。

(厚生労働省 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 議論のまとめ より抜粋)

² 自殺者親族等のおかれた状況や心理、…自殺者親族等への偏見の除去や自殺者親族等のケアについての理解を深めるための一般国民向けの普及啓発が不十分である。

(厚生労働省 自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会 報告書(平成20年3月)より抜粋)

遺族支援の面においても、自殺に対する正しい知識の普及啓発に加え、遺族の置かれた状況や痛み、無理解や偏見に曝される苦しみについて、広く国民に理解してもらえる様な、健全な啓蒙・啓発に取り組むことが大切と考えます。国と自治体が行っている、人権擁護の啓蒙・啓発活動の中にこの点を加えて頂くことも、お願いしたいと思います。「人がその死のあり方によって差別されることのない社会」、遺族の人権が等しく保障されるための健全な啓蒙・啓蒙への取り組みを是非ともお願い致します。大綱の中でこの点を明記することは、きわめて重要な一歩と考えます。

自殺は、「語れない死」と言われることありますが、遺族が体験を語りづらい状況は、自殺に関する適切な知識、理解を国民が得ることを阻む要因ともなっているものと思われま。啓蒙・啓発により、遺族の置かれた状況とその経験が社会で共有されることは、自殺予防の促進にもつながるものと、私たちは考えます。

2) 遺族支援の中に、「偏見・差別の実態も含め、遺族を取り巻く社会的状況について調査を行う。」ことを記載

(ご説明)

大綱には、『自殺未遂者、遺族等の実態及び支援方策についての調査研究を進める。』ことが掲げられています。また基本法では『親族等の名誉及び生活の平穩への配慮』もうたわれています。

不当な賠償請求の増加、インターネットにおける事故物件紹介サイトの登場など、基本法制定時には想定されていなかった事態に加え、「自殺は、本人の意思に基づく個人的な問題」と考えられていた時代に定まった制度や慣行には、遺族を苦しめるとともに、社会の偏見を助長する側面を持つものも残っているのではないかと懸念いたします。

遺族を苦しめるこれらの社会的要因について、国として実態の調査をお願いしたいと考えます。また公正な対応策検討の前提として、必要に応じ主要諸国での対処状況等の調査も合わせてお願いしたいと思ひます。

3) 「単に精神保健的観点からのみならず、総合的な遺族支援を図る。」旨の記載

(ご説明)

わが国において社会的な偏見が根強く残る中、家族が亡くなった理由を公にしていない遺族も少なくありません。大切な人の突然の死による衝撃と悲嘆、耐え難いほどの心的ストレスに、プライバシーが守られないのではないかという不安も加わり、遺族にとって、行政サービスが利用しづらいものとなることしばしばです。この様な、遺族の置かれている状況に配慮した行政サービスの提供を、お願いしたいと考えます。

自殺対策基本法は、第2条(基本理念)2項で、「自殺対策は、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。」と規定しています。

遺族支援が、「精神的ケア」に留まるものでないことを明確にし、これを周知するために、この内容を大綱に盛り込んで頂きたいと考えます。

以上